

米国の輸入規制措置の概要 (令和3年3月4日時点)

米国政府は、輸入アラート（※）において、日本で出荷制限措置がとられている品目について、県単位で輸入停止措置を講じています。

今回、米国政府が公表した最新の輸入アラートを踏まえ、輸入停止対象品目を下記のとおり更新しました（赤字部分）。

※米国食品医薬品局（FDA）輸入アラート 99-33

https://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html

対象県	輸入停止品目
青森	野生のキノコ類
岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、ゼンマイ、野生のコシアブラ、野生のワラビ、 イワナ（養殖を除く） 、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉
宮城	ゼンマイ、タケノコ、野生のコシアブラ、（野生の）タラノメ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉
山形	クマの肉
福島	原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、野生のコシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、野生のウバミソウ、ユズ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、クマの肉、牛の肉 ^{※※} 、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉
茨城	野生のキノコ類、原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマズ（養殖を除く）、イノシシの肉
栃木	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、野生のコシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、イノシシの肉、シカの肉
群馬	野生のキノコ類、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉
埼玉	野生のキノコ類
千葉	原木シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉
新潟	コシアブラ、クマの肉
山梨	野生のキノコ類
長野	野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉
静岡	野生のキノコ類

※※ FDA 所管の牛肉製品（生肉の場合 3%以下のもの）

<https://www.fda.gov/media/75233/download#page=25>